

国海安第60号  
平成22年6月30日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 斎藤 弘 殿

国土交通省海事局安全基準課長  
久保田 秀夫



### 船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



# 船舶設備規程等の一部改正に伴う船舶検査心得の改正について

平成22年6月  
海事局  
安全基準課

## 1. 背景

平成12年5月に開催されたIMOの第72回海上安全委員会から、総合的な旅客船の安全性の見直しの審議が開始された。審議の中で、旅客船では、一定規模の浸水・火災が発生した場合に、退船するよりも自航又は曳航されて帰港した方が旅客及び船員の安全を確保できるとの認識が共有され、船舶の設備等に関し、一定規模の浸水・火災が発生した場合であれば自航又は曳航されて帰港できるようにするための措置を求めるこことし、この他にも防火関係を中心に改正すべき要件を特定し、平成18年12月に開催されたMSC82において条約附属書の改正が採択された。

これらの改正の内容を担保するため、先般、船舶設備規程、船舶区画規程、船舶消防設備規則、船舶防火構造規則及びこれらの関係告示について所要の改正を行った。

また、今回、国際航海に従事する旅客船の安全基準が強化されるにあたり、陸岸から比較的離れた区域を航行する内航旅客船においても火災時の安全性を強化するため、主垂直区域の設置義務を内航旅客船（遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。））に新たに適用する改正を行った。

今般これらの改正を受け、船舶検査心得の改正を行う。

## 2. 改正概要

今般改正された船舶設備規程等の具体的な解釈・適用方法について、規定することとする。その他、所要の改正を行う。

## 3. スケジュール(予定)

施 行 平成22年7月1日（改正 SOLAS 条約の発効日）